

東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞

推薦募集についてのご案内

（令和 7 年度）

東京都産業労働局

「東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞」
令和7年度推薦募集についてのご案内

東京都優秀技能者（東京マイスター）とは、都
内に勤務する技能者のうち、極めて優れた技能を
持ち、他の技能者として模範と認められる方を東京
都優秀技能者として、知事が認定するものです。も
と中小企業に、小広く社会的に技能者尊重の気風を浸透させ、
技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図るこ
とを目的として、毎年、表彰をしています。
選定基準及び推薦手続きについては、「東京都優
秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈実施要領」
及び「推薦に係る留意事項」をご覧ください。

目 次

1	東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈要綱	1
2	東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈実施要領（本文） ...	2
	同（別表1）	4
	同（別表2）	1 3
3	推薦に係る留意事項	1 4
4	推薦書類の記載例	2 2
5	関係資料	
	（1）東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈審査会設置要綱...	3 3

東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、優秀な技能者を選定し知事賞を贈呈し、「東京マイスター」として認定することにより、中小企業等における技能者の確保及び育成を図るとともに、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（選定基準）

第2条 被贈呈者の選定は、知事が次の各号のいずれかに該当する者について行う。ただし、現に贈呈に係る技能を要する職業に従事しており、他の技能者の模範と認められる者に限る。

- (1) きわめて優れた技能を有し、技能を通じて後進の指導育成に努め、あるいは技能を通じて作業の改善に努め生産性の向上に寄与した者
- (2) 新技法の開発又は新製品等の開発を支えた者で特に顕著な功績がある者

（選定の方法）

第3条 贈呈を受けるべき者は、商工会議所、商工会、経営者団体、産業団体、事業所、区市町村長等が推薦した者のうちから知事が選定する。

- 2 知事は、前項の規定により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。
- 3 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（知事賞の形式）

第4条 知事賞は、賞状等を贈呈して行う。

（贈呈の時期）

第5条 贈呈は、毎年11月中に知事が定める日に行う。ただし、知事が必要と認めたときは、別に定める日に行うことができる。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年5月13日から施行する。

東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈の実施に必要な事項を定めるものとする。

（選定基準）

第2条 贈呈を受けることができる者は、都内の事業所に勤務（事業を営む者を含む）し、別表1の職種の業務に従事する者であって、次の第1号から第4号までのすべてに該当する者又は第3号から第5号のすべてに該当する者とする。

- (1) 当該技能において、その者の有する技能がきわめて優れていると目されていること。例えば、1級技能士又はこれと同等以上の技能を有し、〇〇の製作においては他の追随を許さない又は本人なくして〇〇の製作若しくは建造が不可能である、あるいはきわめて優れた〇〇を製作若しくは建造した等の評価又は事績を有していること。また、文化財の保存等の事績を有していること。
- (2) 技能を通じて後進の指導育成に努め技能水準の向上に著しい功績を収めた者、あるいは技能を通じて作業の改善に努め生産性の向上に著しく寄与した者であること。
- (3) 各種業界団体、区市町村等が行う技能者育成活動等に参画できる者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。
なお、過去において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。
- (5) 新技法又は新製品等の開発・実用化の実現等により、ものづくり産業の発展を支えた者で、特に顕著な功績がある者であること。

（推薦手続）

第3条 商工会議所、商工会、経営者団体、産業団体、事業所、区市町村長等は、第2条に該当する者のうちから被贈呈候補者を選定して、別途定める様式により推薦に係る書類を知事に提出するものとする。

（被贈呈候補者の審査）

第4条 被贈呈候補者については、要綱第3条及び東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈審査会設置要綱第3条の規定に基づき、部門別審査会及び総合審査会（以下「審査会」という。）の審査を受けるものとする。

（被贈呈者の決定）

第5条 贈呈を受ける者は、第3条の推薦に基づき、かつ、第4条の審査会の公正な意見を聞いて、知事が決定するものとする。なお、贈呈を受ける者の人数は、40名を限度とする。

（贈呈の方法等）

第6条 知事賞は、書状等をもって交付する。書状の様式は、別表2のとおりとする。

附 則

この要領は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成6年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成11年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成13年5月29日から施行する。

附 則
この要領は平成14年5月27日から施行する。

附 則
この要領は平成15年8月1日から施行する。

附 則
この要領は平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成16年4月21日から施行する。

附 則
この要領は平成17年5月13日から施行する。

附 則
この要領は平成18年4月28日から施行する。

附 則
この要領は平成19年3月30日から施行する。

附 則
この要領は平成21年4月3日から施行する。

附 則
この要領は令和4年5月2日から施行する。

附 則
この要領は令和7年4月1日から施行する。

東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞の対象となる
職業部門、職業分類及び職種（例示）

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工、④鋳鉄連続鋳造工、⑤造塊用鋳型補修工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶解炉工、②非鉄金属浸出・浄液工、③非鉄金属電解工、④銅精錬工（電解法を除く）、⑤貴金属精錬工、⑥半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）、⑦金属ウラン精錬工、⑧非鉄金属鋳込造塊工 等
		(3) 鋳物工	①調砂工、②手込造型工、③機械込造型工、④鋳込工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造操炉工、②自由鍛造工、③型打鍛造工、④手かじ（鍛造）工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延加熱炉工、②熱間圧延工、③冷間圧延工、④造管工、⑤圧延仕上工、⑥圧延ロール整備工 等
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料製造検査工	①原材料試験検査工、②中間製品検査工、③非破壊検査工 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①金属材料原料工、②スクラップ整理工、③鋳物仕上工、④粉末や（冶）金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③中ぐり盤工、④フライス盤工、⑤歯切盤工、⑥研ま盤工、⑦金属特殊加工機工、⑧数値制御金属工作機械工 等
		(2) 板金工	①板金工
		(3) 金属手仕上工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①打抜プレス工、②成形プレス工、③プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、びょう打工、製かん（缶）工	①鉄工、②びょう打工、③製かん工、④てんげき工、⑤金わく仕上工 等
		(3) 針金製品・針・ばね製造工	①針金製品製造工、②針・ピン製造工、③くぎ類製造工、④ばね製造工 等
		(4) 金属研ま工	①金属研ま工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工（工芸的なものを除く）、②機械彫刻工、③腐しよく彫刻工、④かざり職 等
		(6) 金属製家具・建具製造工	①金属製家具製造工、②金属製建具製造工
		(7) 金属製品製造工	①工具類製造工（刃物を除く）、②金具製造工 等
		(8) 金属加工・金属製品検査工	①金属検寸工、②びょう打検査工、③めっき検査工、④金属製家具・工具検査工 等
		(9) その他の金属加工の職業	①けがき工、②ろう付工、③はんだ付工、④金属切断工（刃物によるもの）、⑤金型取付工 等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 電気溶接工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動電気溶接機運転工、④溶接ロボット運転工 等
		(2) ガス溶接工、ガス切断工	①ガス溶接工、②ガス切断工
		(3) めっき工	①電気めっき工、②溶融めっき工、③化学めっき工、④真空蒸着めっき工、⑤陽極酸化処理めっき工 等

部 門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 原動機組立工	①エンジン組立工・調整工、②タービン組立・調整工
		(2) 金属加工機械組立工	①金属工作機械組立工・調整工
		(3) その他の一般機械器具組立工	①産業用機械組立工、②機械部品組立工 等
		(4) 一般機械器具修理工	①機械修理工、②機械検査工 等
	2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①機械時計組立・調整工、②電気時計組立・調整工、③時計類似機器組立・調整工、④時計・時計類似機器修理工 等
		(2) 計器組立工・修理工	①電気計器組立工、②ガス・水道メータ組立工、③温度計組立工、④圧力計組立工、⑤度量衡器製造工、⑥計器調整・修理工 等
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①眼鏡組立工、②光学計測器組立工、③光学機械組立工、④光学機械器具調整工、⑤光学機械器具修理工 等
		(4) レンズ研ま工・調整工	①光学レンズ工、②バルサムはり合せ工 等
		(5) その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業	①メガネ調整・加工工、②時計検査工、③計器検査工、④光学機械器具検査工、⑤レンズ検査工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 発電機・電動機組立工・修理工	①発電機組立・調整工、②電動機組立・調整工、③発電機・電動機修理工 等
		(2) 配電・制御装置組立工・修理工	①変圧器組立工、②配電盤・制御盤組立・調整工、③開閉制御機器組立工、④電気機械部品組立工、⑤配電・制御装置修理工 等
		(3) 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	①電熱・照明器具組立工、②電動機応用製品組立工、③民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(4) 電気通信機械器具組立工・修理工	①電気通信機器組立工、②ビデオ・音響機器組立工、③電気通信機器調整工、④ビデオ・音響機器調整工、⑤電気通信機械器具修理工 等
		(5) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立・調整工、②X線応用装置組立・調整工、③医療用電子機器組立・調整工、④レーザー応用加工機器組立・調整工、⑤電子複写機組立・調整工 等
		(6) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体ダイシング工、③半導体組立工、④半導体封止工、⑤半導体外装処理工 等
		(7) 電球・電子管組立工	①電球・電子管自動組立操作員、②電球・電子管製造工、③電球・電子管部品組立工 等
		(8) 電子機器部品製造工	①電子機器用コイル・トランス製造工、②電子機器用抵抗器製造工、③電子機器用コンデンサー製造工、④振動子組立工、⑤プリント基盤組立工、⑥電子機構部品組立工、⑦音響部品組立工 等
		(9) 束線工	①束線工 (ワイヤー・ハーネス工)
		(10) 被覆電線製造工	①撚線工、②被覆工、③撚合わせ工、④がい(鎧)装工
		(11) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池製造工、②蓄電池製造工
		(12) 電気機械器具検査工	①発電機・電動機検査工、②配電・制御装置検査工、③民生用電子・電気機械器具検査工、④電気通信機械器具検査工、⑤電子応用機器検査工、⑥電子部品検査工 等

部 門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(13) その他の電気機械器具組立・修理の職業	①内燃機関電装品組立工、②記録媒体製造工、③特殊電子部品製造工、④電気機械器具保守員 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員等
		(2) 送電線架線工	①送電線架線工
		(3) 配電線架線工	①配電線架線工
		(4) 通信線架線工	①通信線架線工
		(5) 電気通信設備工	①放送装置据付・保守工、②通信装置据付・保守工、③電話装置据付・保守工
		(6) 電気工事作業	①電気配線工事作業、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付工 等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車部品組立工、②自動車車体・車台組立工、③自動車ぎ装組立工 等
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 航空機組立工・整備工	①航空機部品組立工、②航空機総組立工、③航空機ぎ装工、④航空機整備工 等
		(4) 鉄道車両組立工・修理工	①車両機械組立工、②車両組立工、③車両ぎ装工、④車両修理工
		(5) 自転車組立工・修理工	①自転車組立工、②自転車修理工
		(6) 船舶ぎ装工	①甲板部ぎ装工、②機関部ぎ装工、③居住部ぎ装工 等
		(7) 輸送用機械器具検査工	①自動車検査工、②航空機検査工、③鉄道車両検査工、④自転車検査工、⑤船舶検査工
		(8) その他の輸送用機械器具組立・修理の職業	①船舶修理工、②鉱車類組立・修理工 等
7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 染色・仕上工	①染物職、②浸染工、③なっ染工、④調色工、⑤蒸熱工、⑥友禅染工、⑦染色仕上工 等
		(2) 粗紡工、精紡工	①混打綿工、②せつりゅう（櫛梳）工、③練条工、④粗紡工、⑤精紡工、⑥ガラ紡工
		(3) 合糸工、ねん糸工、加工糸工	①合糸工、②ねん糸工、③合ねん糸工、④加工糸工
		(4) 揚返工、かせ取工	①揚返工、②かせ取工
		(5) その他の紡糸の職業	①製糸工、②紡績前処理工、③トップ・ケーク保全工、④糸巻工、⑤糸検査仕上工、⑥製綿・綿打直工 等
		(6) 織機準備工	①整経工、②管巻工、③へ（経）通工、④はた（機）ごしらえ工 等
		(7) 織布工	①織布工
		(8) 精練・漂白工	①精練工、②漂白工、③漂白整理工
		(9) 編物工、編立工	①ニット生地編立工、②ニット製品編立工、③機械レース編工、④編機準備工、⑤手編工
		(10) フェルト・不織布製造工	①フェルト製造工、②フェルト帽体工、③不織布製造工
		(11) つな・あみ製造工	①つな製造工、②あみ製造工、③なわ製造工、④ひも製造工
		(12) その他の織布・同関連の職業	①擬革製造工、②リノリウム製造工、③油布製造工、④織布後処理工、⑤織布等検査工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(13) 帽子製造工	①製帽工、②帽子飾付工、③帽子修理工
		(14) 裁断工	①パターンナー、②機械裁断工、③手裁断工
		(15) ミシン縫製工	①衣服ミシン縫製工、②衣服以外のミシン縫製工、③特殊ミシン縫製工
		(16) 刺しゅう工	①機械刺しゅう工、②手刺しゅう工、③刺しゅう補修工 等
		(17) その他の衣服・繊維製品製造の職業	①繊維製品検査工、②繊維製品仕上工、③皮革製衣服仕立工、④カンバス製品製造工、⑤寝具仕立工 等
8	1 衣服の職業	(1) 婦人・子供服仕立職	①婦人・子供服注文仕立職、②婦人・子供既製服仕立工、③婦人服修理工 等
		(2) 紳士服仕立職	①紳士服注文仕立職、②紳士既製服仕立工、③紳士服修理工 等
		(3) 和服仕立職	①和服仕立職、②和服修理職 等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工、②宮大工、③橋りょう大工 等
		(2) 型枠工	①型枠大工、②型枠解体工 等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木・舗装作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員 等
		(2) 鉄道線路工事作業員	①保線工・軌道工、②軌条工、③軌道舗石作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱従事者、②ローダー運転工（金属・非金属）
		(2) 採炭員	①採炭従事者、②ローダー運転工（石炭）
		(3) 石切出作業員	①石切出作業員
		(4) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂採取作業員、②粘土採取作業員、③庭石採取作業員
		(5) ダム・トンネル掘さく工	①ダム・トンネル掘さく工
		(6) さく井工、採油工、天然ガス採取工	①ボーリング工、②石油・天然ガス採取工 等
		(7) 支柱員	①支柱員
		(8) 抗内運搬員	①抗内運搬員
		(9) 選鉱員、選炭員	①選鉱工、②選炭工、③鉱石類粉碎工
		(10) 他に分類されない採掘の職業	①発破員、②抗内保守員、③鉱石検定員 等
10	1 その他の建設の職業	(1) れんが積工、タイル張工、ブロック積工	①れんが積工、②タイル張工、③石張工、④ブロック積工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工、②スレートふき工、③わら屋根ふき工 等
		(3) 左官	①左官、②木舞工、③屋根左官
		(4) 配管工、鉛工	①配管工、②鉛工
		(5) 熱絶縁工	①耐火皮膜工、②保温工、③保冷工、④防露工 等
		(6) 防水工	①土木工事防水工、②建築工事防水工 等
		(7) 潜水作業員	①潜水作業員
		(8) その他の建設の職業	①井戸手掘工、②潜かん（函）工、③水道工事検査工、④測量員、⑤建築塗装工、⑥建築板金工
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設用機械運転工	①建設機械運転工、②コンクリート機械運転工、③舗装機械運転工、④しゅんせつ（浚渫）機械運転工 等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師（工）	①植木職、②造園工等、③園芸装飾師 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業原料工	①原料工、②ガラス溶融炉工、③窯業土練工、④シャモット工 等
		(2) ガラス製品成形工	①ガラス成形工、②ガラス吹工、③ガラス押型工、④ガラス熱処理工 等
		(3) ガラス製品加工工	①ガラス熱加工工、②ガラス切断工、③ガラス研ま工、④ガラス繊維工、⑤鏡銀引き工 等
		(4) 陶磁器製造工	①ろくろ成形工、②プレス成形工、③陶磁器類研ま工、④陶磁器レース加工工、⑤陶磁器焼成工 等
		(5) 施ゆう工、ほうろうがけ工	①ゆう薬工、②ゆう薬かけ工、③ほうろう焼入・仕上工
		(6) 窯業絵付工	①陶磁器画工、②転写絵付工、③陶磁器吹付工、④絵付仕上工、⑤金盛絵付工 等
		(7) ファインセラミック製品製造工	①ファインセラミック製品製造工
		(8) セメント製造工	①セメント焼成工、②セメント粉碎工
		(9) セメント製品製造工	①コンクリートブロック製造工、②コンクリートパネル製造工、③セメントスレート製造工、④コンクリートパイプ製造工 等
		(10) れんが、かわら類製造工	①れんが・かわら類成形工、②れんが・かわら類切断工、③れんが・かわら類乾燥工、④れんが・かわら類焼成工 等
		(11) 石灰・石灰製品製造工	①石灰製造工、②ドロマイト製造工、③石こう製造工、④石こう製品製造工 等
		(12) 七宝工	①七宝工
		(13) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工、②陶磁器検査工、③れんが・かわら類検査工 等
		(14) その他の窯業製品製造の職業	①るつぼ製造工、②研ま用材製造工 ③生コンクリート製造工 等
	2 化学製品製造の職業	(1) 化学工	①化学原料仕込工、②化学反応工、③電解反応工、④電気炉工（化学）、⑤分離・蒸留・乾留工、⑥ばい焼・か焼工 等
		(2) 石油精製工	①石油分離工、②石油精留工、③石油タンク工 等
		(3) 化学繊維工	①原液調整工、②化学繊維紡糸工、③化学繊維後処理工
		(4) 油脂加工工	①硬化油工、②油脂分解工、③石けん製造工 等
		(5) 医薬品・化粧品製造工	①医薬品製造工、②抗生物質種母培養工、③化粧品類製造工
		(6) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②化学製品検査工、③製塩工、④合成洗剤製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インキ製造工、⑦クレヨン・鉛筆しん（芯）・墨製造工、⑧ろうそく製造工、⑨農薬・殺虫剤製造工、⑩花火製造工 等
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム工	①ゴム製造工、②再生ゴム工
		(2) ゴム製品製造工	①ゴム製品成形工、②加硫工、③ゴム製品仕上工 等
		(3) タイヤ製造工・修理工	①タイヤ成形工、②タイヤ加硫工、③タイヤ仕上工、④タイヤ修理工
		(4) プラスチック製品成形工	①プラスチック成形工、②積層成形工

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(5) プラスチック製品加工工	①プラスチック切削機械工、②プラスチック研ま工、③プラスチック接合工、④プラスチック細工仕上工
		(6) ゴム・プラスチック製品検査工	①タイヤ検査工、②ゴム製品検査工、③プラスチック製品検査工
		(7) その他のゴム・プラスチック製品製造の職業	①ゴム・プラスチック塗布工、②ゴム裁断工、③ゴム接合工、④原料プラスチック処理工 等
	4 土石製品製造の職業	(1) 石工	①石割工、②石切工、③石研ま工、④石彫工（工芸的なものを除く。）、⑤墨出し工、⑥石積工 等
		(2) その他の土石製品製造の職業	①石細工工、②マイカカット工 ③石綿製品製造工、④すずり製作工 等
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 製材工	①原木切断工、②製材段取工、③機械のこ工、④手のこ工 等
		(2) チップ製造工	①チップ製造工
		(3) 合板工	①合板製作工、②木質ボード製造工 等
		(4) 木工	①機械木工、②木型木工 等
		(5) 木製家具・建具製造工	①指物職、②木製家具製造工、③木製建具製造工 等
		(6) 船大工	①船大工
		(7) 木製おけ・たる製造工	①おけ・たる製造工、②おけ・たる修理工
		(8) 曲物製造工	①曲物製造工
		(9) 木彫工	①木彫工、②仏像彫刻製造工、③人形彫職、④将棋彫駒製作工 等
		(10) とう・き柳製品製造工	①とう製品製造工、②き柳製品製造工
		(11) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(12) その他の木・竹・草・つる製品製造の職業	①木材製品処理工、②木場とび工、③木製運動用品製造工 等
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ工、紙料工	①パルプ工、②紙料工
		(2) 紙機械すき工	①抄紙工、②抄紙仕上工
		(3) 紙手すき工	①紙手すき工
		(4) 加工紙製造工	①段ボール製造工、②塗工紙製造工、③防水紙製造工、④変性加工紙製造工 等
		(5) 紙器製造工	①紙箱製造工、②大型紙袋製造工、③紙管筒製造工、④紙製食器製造工、⑤ファイバークューブ・コーン製造工 等
		(6) 紙製品製造工	①小型紙袋製造工、②紙ひも製造工、③水引製品製造工 等
		(7) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	①紙裁断工、②紙加工工、③紙仕上工・検査工 等
	3 印刷・製本の職業	(1) 文字組版作業員	①写真植字機オペレーター、②電算写植機オペレーター、③電子組版機オペレーター 等
		(2) 製版作業員	①製版作業員（電子製版を除く）、②製版カメラ作業員、③版下製作作業員、④電子製版作業員 等
		(3) 印刷作業員	①とっ（凸）版印刷作業員、②オフセット印刷作業員、③グラビア印刷作業員、④スクリーン印刷作業員、⑤フォーム印刷作業員、⑥シール印刷作業員、⑦木版画摺り師 等

部 門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(4) 印刷物光沢加工作業員	①印刷物光沢加工作業員
		(5) 製本作業員	①製本作業員
		(6) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員等
	4 かわ・かわ製品製造の職業	(1) 製革工	①製革準備工、②なめし工、③製革仕上工
		(2) くつ製造工・修理工	①かわぐつ製造工、②かわぐつ修理工、③かわスリッパ製造工、④かわサンダル製造工
		(3) その他のかわ・かわ製品製造の職業	①かわ裁断工、②かわ打抜き工、③かわ縫製工、④かわ具加工工、⑤かわ・かわ製品検査工 等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工、③はるさめ製造工、④ワンタン・シューマイ皮製造工等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤あめ・キャンデー製造工、⑥チョコレート製造工、⑦チューインガム製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・同加工食品製造工、②湯葉製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰・びん詰・レトルト食品調理工、②かん詰・びん詰工、③殺菌加熱工 等
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②粉乳製造工、③練乳製造工、④バター製造工、⑤チーズ製造工、⑥乳酸発酵製品製造工、⑦アイスクリーム製造工等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介くん製製造工、③魚介干物製造工、④水産ねり物製造工、⑤こんぶ加工工、⑥寒天製造工、⑦つくだ煮製造工 等
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) その他の食料品製造の職業	①低温・保存食品製造工、②惣菜類調製工、③食料品検査工 等
	2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工、製粉工	①精穀工、②製粉工
		(2) 製糖工	①粗糖製造工、②精糖工、③角砂糖製造工、④氷砂糖製造工、⑤てん菜糖製造工
		(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
		(4) 動植物油脂製造工	①油脂前処理工、②採油工、③精油工、④食用油脂製品製造工 等
		(5) その他の食品原料製造の職業	①調味料製造工（他に分類されないもの）、②酵母・こうじ製造工（他に分類されないもの）、③配合飼料製造工、④食品原料検査工等
	3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 製茶工	①緑茶製造工、②紅茶製造工
		(2) 酒類製造工	①清酒製造工、②ビール製造工、③果実酒製造工、④ウイスキー製造工、⑤焼酎製造工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) 清涼飲料製造工	①清涼飲料製造工
		(4) たばこ製造工	①たばこ原料処理工、②たばこ原料加工工、③製品たばこ製造工 等
		(5) その他の飲料・たばこ製造の職業	①コーヒー豆ばい(焙)煎工、②粉末飲料製造工、③氷菓製造工、④飲料・たばこ検査工 等
15	1 生活衛生サービスの職業	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師・着付師	①美容師、②全身美容師、③衣装着付師 ④ネイリスト 等
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②西洋料理調理人、③中華料理調理人、④給食調理人 等
		(2) バーターテンダー	①バーターテンダー
		(3) 給仕従事者	①飲食物給仕人 ②ソムリエ 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①家具類内張工、②乗物内張工、③小箱おおい(被)工
		(2) 表具師	①表具師 等
		(3) 塗装工	①塗装前処理工、②木工塗装工、③金属塗装工、④塗装仕上工 等
		(4) 畳工	①畳工 等
		(5) 内装仕上工	①金属建具取付工、②建具ガラスはめ込工、③室内装飾工
		(6) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工、②製氷工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②広告美術工、③かさ・ちょうちん・うちわの絵付工、④人形彩色師 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①製図工、②写図工
		(4) 現図工	①現図型取工、②構造物現図工、③乗物現図工 等
		(5) 包装工	①機械包装工、②箱詰・袋詰工、③充てん工、④封止工、⑤ラベルはり工 等
19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) かばん・袋物製造工・修理工	①かばん・袋物製造工、②かばん・袋物修理工
		(2) がん具製造工	①がん具組立工、②人形製造工、③がん具際物製造工 等
		(3) 楽器製造工	①ピアノ組立工、②オルガン組立工、③打楽器組立工、④弦楽器組立工、⑤管楽器組立工、⑥和楽器組立工、⑦電気・電子楽器組立工、⑧楽器調整検査工、⑨楽器修理工 等
		(4) 模型・模造品製作工	①模型製作工、②小道具製作工、③マネキン人形製作工、④かつら・ヘアピース製作工、⑤義肢・装具製作工、⑥造花製造工 等
		(5) 和がさ・ちょうちん・うちわ製造工	①和がさ製作工、②ちょうちん製作工、③ぼんぼり製作工、④うちわ製作工、⑤せんす製作工
		(6) 洋がさ製造工	①洋がさ製作工、②洋がさ修理工
		(7) ほうき・ブラシ製造工	①ほうき製作工、②ブラシ製造工、③たわし製造工
		(8) 漆器工	①漆工、②漆器加飾工、③蒔絵師、④はく押沈金工 等

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(9) 貴金属・宝石細工工 (10) 甲・角・貝・きば細工工 (11) 印判師 (12) げた製造工 (13) 竹細工工 (14) 草・つる製品製造工 (15) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①貴金属細工加工工、②宝石細工加工工 等 ①べっ甲細工工、②貝細工工、③角・きば類細工工 ①印判工、②印章彫刻工、③スタンプ製造工等 ①げた製造工 ①竹骨製造工、②竹かご・ざる製造工、③竹すだれ製造工、④釣竿製造工 等 ①稻わら製品製造工、②麦わら製品製造工、③い草製品製造工 等 ①筆記用具製造工、②運道具製造工、③児童用乗物製造工、④喫煙具製造工、⑤マッチ製造工、⑥装身具等身の回り品検査工、⑦毛筆製造工、⑧フラワー装飾師、⑨装蹄師、⑩彫金工（工芸的なもの） 等
20	1 定置機関・機械運転の職業	(1) 汽かん士 (2) クレーン・巻上機運転工 (3) ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転工 (4) その他の定置機関・機械運転の職業	①ボイラーオペレーター ①クレーン運転工、②巻上機運転工、③コンベア運転工 ①ポンプ運転工、②空気移送装置運転工、③送風機運転工、④コンプレッサー運転工 ①内燃機関運転工、②冷凍機運転工、③ケーブル機関運転工、④玉掛工 等
	2 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工 (2) 洗張工	①クリーニング工 ①洗張工
	3 その他	1～19部門及び20部門の1に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー 等

備考

1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示であり、それぞれ職種の内容により関係する部門へ移行できること。

2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。

別表2 賞状（優秀技能者賞）の様式（A3横）

賞 状
（受賞者氏名）様
あなたは多年にわたり技能の 錬磨に努められました ここに優秀な技能者として認め 東京マイスターに認定します 今後も他の技能者の模範となり 後進の育成に尽力されるよう 期待しこれを賞します
年 月 日
東京都知事（氏名）印

東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞 推薦に係る留意事項

1 推薦手続

(1) 推薦者：商工会議所、商工会、経営者団体、産業団体、事業所、区市町村長等

※自薦（「被推薦者」と「推薦者」が同一となる場合）は不可。

(2) 推薦の数：1団体1名。ただし、区市町村の場合は1職種につき1名。

(3) 被推薦者：

○推薦者は、贈呈要綱第2条のうち次のいずれかに該当する者を被贈呈候補者として推薦するものとする。なお、(1)と(2)では推薦書類の様式が一部異なるため注意すること。

(1) きわめて優れた技能を有し、技能を通じて後進の指導育成に努め、あるいは技能を通じて作業の改善に努め生産性の向上に寄与した者

【例】

1級技能士又はこれと同等以上の技能を有し、次のような事績等を有している者で、技能を通じて技能水準の向上あるいは生産性の向上に寄与した者。

- ・ ○○の製作においては他の追随を許さない又は本人なくして○○の製作若しくは建造が不可能である等の評価を有している者
- ・ きわめて優れた○○を製作若しくは建造した等の事績を有している者
- ・ 文化財の保存等の事績を有している者

(2) 新技法の開発又は新製品等の開発を支えた者で特に顕著な功績がある者

【例】

- ・ 製造・生産工程における画期的なシステムや手法の開発・導入によって、生産の抜本的効率化などの生産革命を実現した者
- ・ 優れて画期的な製品若しくは部品や素材等の開発・実用化を実現した者
- ・ 伝統的な技術の工夫や応用によって、革新的・独創的な製品若しくは部品や素材、生産プロセス等の開発・実用化を実現した者

○また、被贈呈候補者は次のすべての要件に該当する者であること。

- ・ 現に贈呈に係る技能を要する職業に従事していること。
- ・ 都内の事業所に勤務する者であること。
- ・ 他の技能者の模範と認められる者であること。
- ・ 各種業界団体、区市町村等が行う技能者育成活動等に参画できる者であること。

※被贈呈候補者の要件の詳細については、「東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈要綱」第2条及び「東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞実施要領」第2条を確認すること。

2 推薦書類

	書類名	様式	提出部数
①	推薦書	様式1	1部
②	調書1	様式2	1部
③	調書2	様式3の1または3の2	1部
④	調書3	様式4の1または4の2	1部（様式3枚まで）
⑤	作品及び作業風景の写真	様式5	1部（様式5枚まで）
⑥	その他の資料等	なし（任意様式）	1部
⑦	名簿登録様式	様式6	1部

※調書2及び調書3は、被推薦者によって様式が異なるため注意すること。

※推薦書類の様式は、下記のホームページよりダウンロードすること。

東京マイスターHP <https://www.meister-award.metro.tokyo.lg.jp/suisen.html>

3 提出期限

令和7年6月6日（金曜日）必着

4 提出方法

○推薦団体等のご担当者様が、電子データをアップロードし、資料をご提出ください。

○アップロード先URLにアクセスいただき、ご担当者様のメールアドレスを入力してください。ご担当者様のメールアドレス宛、URLが届きます。

アップロード先URL：<https://logoform.jp/form/tmgform/965911>

○提出手順：

1. メールに届いたURLをクリックし、フォームの基本情報をご入力ください。
2. 提出ファイルについて、確認事項への入力・回答後、指定のファイルをアップロードしてください。
3. 提出任意の資料を提出される場合は、「(5) その他の資料（任意様式）のアップロード」でアップロードしてください。
4. アップロードいただき、提出が正常に完了すると、「送信完了」メールが届きます。送信完了メール受信をもって、提出完了となります。

○入力用フォームの操作方法（入力方法等）について

以下のヘルプデスクへ問合せすることができます。

【問合せ先】

電話：0120-711-123（開庁日の午前9時から午後5時）

問合せフォーム：<https://logoform.jp/form/r8U7/597992>

○アップロードのファイルのサイズについて

1つのファイルのサイズ上限は10MBです。各ファイルの合計サイズ上限は100MBです。

※容量が大きく上記URLよりアップロードが出来ない場合

ファイルをzip形式に圧縮し、アップロードしてください。

それでもエラーが起きる・提出任意の資料が多くすべての資料をアップロードが難しい場合には、下記のメールにご連絡ください。別途提出方法をご案内します。

連絡先：ginouhyouka_noukai@section.metro.tokyo.jp

※電子でのアップロードが難しい場合

上記の連絡先にご連絡ください。郵送でのご提出方法をご案内いたします。

○アップロードの注意事項

- ・ 推薦書（様式1）は word 形式、調書1～3（様式2～4）及び名簿登録様式（様式6）の電子データは、Excel 形式で提出すること。
- ・ 資料はA4判で作成すること。
- ・ 音声、動画等の提出は不可とする。
- ・ 書籍等の冊子の一部を資料とする場合は、該当部分と当該書籍等の表紙等のみとするなど、必要最小限の分量となるようにすること。

4 推薦書類の作成方法

推薦書類については、以下の点に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載すること。

(1) 推薦書（様式1）

- 贈呈要綱第2条のうち、(1)と(2)のいずれに該当する者であるかを選択すること。
なお、選択した項目により、「調書2」及び「調書3」の様式が異なるため注意すること。
- 「技能・功績の概要」には、その概要を150字程度で記入すること。
- 「模範性」には、次のア及びイの全ての事項について、推薦団体（推薦者）が十分調査の上、記入すること。
 - ア 刑罰の有無（道路交通法、選挙違反等によるものも含む）
 - イ 地域社会及び業界内における信望等
- 「担当者欄」には、本件についての連絡先を記入すること。推薦書類の内容に関する問い合わせ及び結果通知の送付は、本欄に記入した連絡先宛に行うものとする。

(2) 調書1（様式2）

- 「推薦団体名」欄には、被推薦者を推薦した団体等の名称を記入すること。
- 「職業部門」欄には、東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞実施要領別表1「職業部門、職業分類及び職種（例示）」（以下、「職種表」という。）に定める「部門」欄の番号を記入すること。
- 「職種名（1）」欄には、職種表に定める「職種（1）」欄の職種名を記入すること。
- 「職種名（2）」欄には、職種表に定める「職種（2）」欄の職種名を記入すること。
- 「氏名」欄には、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。
特に、旧字、新字、略字等は正しく記入すること。変換できない文字や特定のフォントでしか表示できない文字等がある場合は、「氏名等に含まれる旧字等」欄に説明を記入すること。
なお、雅号等がある者については、雅号等を氏名の下に（ ）書きで記入すること。
- 「年齢」欄には、**【令和7年11月1日】現在の満年齢**を記入すること。
- 「現住所」欄には、郵便番号、現住所、電話番号を略さずに記入すること。
- 「就業先」欄には、雇用事業所名や屋号等を記入すること。また、「所在地」欄には、郵便番号、所在地（必ず東京都内）、電話番号を略さずに記入すること。
- 「職歴」欄には、就業先事業所の名称、職務内容、地位及び役職等の異なる毎に記入すること。
- 「在職期間」欄にはその職の始期及び終期を記入し、「在職年月」欄には月単位で計算した在職年月数を記入すること。なお、現職については**【令和7年11月1日】をもって終期**とすること。
- 「重複期間を除く在職期間」欄には、「在職年月」の合計年月数を記入すること。ただし、同一の時期に2つ以上の職にあった場合は、重複部分を除いた年月数を記入すること。
- 「現役性」欄には、その者が現役の技能者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種に係る1日平均の就業時間及び就労内容を記入すること。
- 「推薦者及び推薦理由」欄には、推薦団体等の所在地、電話番号及び名称並びにその者を推薦した理由を150字以内で記入すること。
- 「過去の推薦回数」欄には、その者を過去において本表彰の候補者として都知事に推薦したことがある年度及び合計回数を記入すること。初めて推薦する場合は「0」を記入すること。

(3) 調書2 (様式3の1 または 3の2)

「推薦書 (様式1)」において選択した項目によって様式が異なるため注意すること。

なお、各欄について1枚で記入することが困難な場合は、2枚以上になっても差し支えない。2枚目以降は、推薦団体名、職業部門、職種名(1)、職種名(2)及び氏名を記入のうえ、必要な欄のみ記入すること。

【被推薦者が贈呈要綱第2条の(1)に該当する場合】……様式3の1

- 「免許・資格等」欄には、その者が有する免許、資格、特許及び実用新案等の種類と取得年月を記入すること。特に技能検定に合格している者については技能士の名称(○級○○技能士)を記入すること。
- 「競技大会等」欄には、その者が全国規模または国際規模の技能競技大会に参加した場合、その名称と入賞の状況を記入すること。
- 「表彰等」欄には、各種技能競技大会等における表彰を除き、その者が過去に受賞した表彰の名称、内容及び表彰年月を記入すること。
- 「講師及び委員歴」欄には、その者が当該技能に関する講師、技能検定の検定委員及び競技大会等の審査委員を行った場合、その名称と職務内容、在職期間、在職年月数を記入すること。なお、現職については【令和7年11月1日】をもって終期とすること。
- 上記の各欄に記入した内容について、当該事項を証する資料の写しを「その他の資料」として添付し、その資料番号または頁番号を「資料番号」欄に記入すること。添付のないものは認められないことがある。
- 上記の各欄には、本贈呈に係る技能と直接関連のない資格、表彰、講師歴等については記入しないこと。(例：普通自動車運転免許、永年勤続表彰等は記入しない)

【被推薦者が贈呈要綱第2条の(2)に該当する場合】……様式3の2

- 「特許・実用新案等」欄には、その者が有する特許及び実用新案等の種類と取得年月を記入すること。
- 「表彰等」欄には、その者が過去に受賞した表彰の名称、内容及び表彰年月を記入すること。
- 「メディア掲載等」欄には、その者が過去に受けた新聞、業界誌、テレビの取材等について、記事または番組等の名称、概要、掲載年月を記入すること。
- 上記の各欄に記入した内容について、当該事項を証する資料の写しを「その他の資料」として添付し、その資料番号または頁番号を「資料番号」欄に記入すること。添付のないものは認められないことがある。
- 上記の各欄には、本贈呈に係る新技法・新製品等と直接関連のない特許、実用新案、表彰、記事等については記入しないこと。(例：普通自動車運転免許、永年勤続表彰等は記入しない)

(4) 調書3 (様式4の1 または 4の2)

「推薦書 (様式1)」において選択した項目によって様式が異なるため注意すること。

なお、各欄について1枚で記入することが困難な場合は、本様式を合計3枚まで使用できるものとする。2枚目以降は、推薦団体名、職業部門、職種名(1)、職種名(2)及び氏名を記入のうえ、必要な欄のみ記入すること。

【被推薦者が贈呈要綱第2条の(1)に該当する場合】……様式4の1

- 「技能の概要」欄には、その者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から、その者が優秀な技能を有するものであることが判定できるよう、特に、技能の質的な面を中心に、数値で表すなど具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「功績・貢献の概要」欄には、その者が当該技能をもって製作又は建造等したもので、当該技能者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度において高く評価されているような代表的な功績について具体的かつ簡潔に記入すること。
なお、技能の維持・継承に係る功績があればこれを含めて記入すること。
- 「後進指導育成の概要」欄には、その者が後進の指導・育成にあたった方法、対象及び範囲等について、規模を含め、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「生産性の向上の概要」欄には、その者が当該技能をもって作業の改善等を行ったことにより、生産性を向上させた功績について、具体的かつ簡潔に記入すること。

【被推薦者が贈呈要綱第2条の(2)に該当する場合】……様式4の2

- 「新技法・新製品等の開発の概要」欄には、その者が開発・実用化した新たな技法や製品、製造技術等について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「生産性の向上の概要」欄には、その者が当該製品等の開発・実用化をもって生産性を向上させた功績について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 「ものづくり産業発展への貢献の概要」欄には、その者が当該製品等の開発・実用化をもって、ものづくり産業に与えた影響や発展を支えた功績について、具体的かつ簡潔に記入すること。

【共通の注意事項】

- 上記の各欄において、一般的でない専門用語等がある場合は、ふりがな及び簡単な説明を記した専門用語集を別途作成し、添付すること。
- 「調書3 (様式4の1 または 4の2)」の記載にあたっては、次の点に留意し、より具体的な表現で記入すること。
 - ・ 「非常に優れている」等の表記は、他と比較してどう優れているかを数値等で表現するよう工夫すること。(記入例:「標準公差 $\pm 0.05\text{ mm}$ が $\pm 0.1\text{ mm}$ に向上した」、「通常3時間かかる加工を1時間でできる」等)
 - ・ 共同作業による場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化し、具体的に記載すること。
 - ・ その者が卓越した技能を有していることが判断できるよう、特に技能の質的な面を中心にわかりやすく記載すること。
 - ・ 製品の紹介のみではなく、その製作過程のどこで本人の技能等が活かされたかを明確にすること。

(5) 作品及び作業風景の写真（様式5）

- その者の技能・功績または開発した新技法・新製品等が具体的に分かるよう、作品の写真や作業風景等の写真を貼り付けること。
- 当該写真について「撮影年月」欄に年月を記入の上、写真の内容についての説明を「写真説明」欄に簡潔に記入すること。
- 写真の枚数に制限はないが、本様式は計5枚以内とすること。
- 写真は必ず写真添付欄内に収め、適宜トリミング部分の削除や、不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。
- 本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしないこと。
- 改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付しても差し支えない。

(6) その他の資料等

- 調書2（様式3の1または3の2）の各欄に記載した内容（免許・資格、競技大会、表彰、講師及び委員歴、特許・実用新案、メディア掲載歴等）については、必ず、「その他の資料」として記載事項を証するものの写しを添付すること。
- 調書3（様式4の1または4の2）の各欄に記載した内容については、必要に応じて、記載事項を証するものの写しを添付すること。
- 発明、考案、改善等については、必要に応じて、改良前と改良後の比較等をなるべくわかりやすく書いた資料を添付すること。
- 資料はA4判で作成すること。
- 複数の資料がある場合は、別紙で「目次」を設け、資料内に「目次」と対応した「資料番号」や「ページ番号」を付けること。なお、電子データで提出する場合は、ファイル名に「資料番号」等を入れるとともに、印刷時に資料内に「資料番号」等が表示されるように設定すること。
- 新聞や書籍等の一部を資料とする場合は、該当部分と表紙の写しのみとするなど、必要最低限の分量となるようにすること。また、発行元と発行年月日を明記すること。
- 書籍やパンフレット等の原本は添付しないこと（該当部分の写しを添付すること）。
- 返却を要する資料は添付しないこと。

(7) 名簿登録様式（様式6）

- 本資料は、審査に使用するほか、被推薦者が受賞者となった場合に「受賞者名簿」として公表するものであるため、そのことに留意の上、各欄を記載すること。特に、公表してはならない内容については記載しないこと。また、本資料の内容に変更が生じた場合（住居地が変わった等）は、公表前に必ず事務局へ連絡すること。
- 「顔写真貼付」欄
 - 貼り付ける顔写真の規格は、以下のとおりとする。
 - ・サイズは縦4cm×横3cmとする。
 - ・上半身、正面、無帽、無背景のもの
 - ・概ね6か月以内に撮影したもの
 - ・画像のデータサイズは1MB以内とする。
- 「技能功績の概要」欄
 - ・文章中の数字は漢数字を使用すること。
 - ・文章は150～160字程度とすること。なお、次の「技能士名称」は文字数には含めない。

- ・ 特級、1 級、単一等級の技能士資格を有している場合は、次のとおり文章の左側欄に技能士名称を記載すること。
 - ・ 単一等級の場合は「単一級〇〇技能士」とすること。
 - ・ 複数の職種について技能士資格を有している場合は、すべて記載すること。
 - ・ 同一職種の技能士資格については、最上位のもののみを記載すること。
(例えば、工場板金技能士の特級と1 級に合格している場合は、特級のみ記載)
 - ・ 本贈呈に係る技能と直接関連のない技能士資格については記載しないこと。

○受賞者名簿に掲載予定の推薦候補者の方の基本情報（職業部門・職種・氏名のふりがな・年齢・現職（所属）・住居地・住居地については、資料提出の際に提出フォームに記入すること。

推薦書類の記載例 目 次

被推薦者が贈呈要綱第2条のうち(1)と(2)のいずれに該当するかを選択

→ (1)を選択した場合はこちらの様式を使用

(1) きわめて優れた技能を有し、技能を通じて後進の指導育成に努め、あるいは技能を通じて作業の改善に努め生産性の向上に寄与した者

① 推薦書	(様式1)		23
② 調書1	(様式2)		24
③ 調書2	(様式3の1)		25
④ 調書3	(様式4の1)		27
⑤ 作品及び作業風景の写真(様式5)			29
⑥ その他の資料等(任意様式)			
⑦ 名簿登録様式	(様式6)		31

→ (2)を選択した場合はこちらの様式を使用

(2) 新技法の開発又は新製品等の開発を支えた者で特に顕著な功績がある者

① 推薦書	(様式1)		23
② 調書1	(様式2)		24
③ 調書2	(様式3の2)		26
④ 調書3	(様式4の2)		28
⑤ 作品及び作業風景の写真(様式5)			29
⑥ その他の資料等(任意様式)			
⑦ 名簿登録様式	(様式6)		31

(様式1)

〇〇年〇〇月〇〇日

推 薦 書

推薦団体（推薦者）

住所（所在地） 〒□□□-□□□□
東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号

名称（氏名） 東京都〇〇工業会
会 長 〇〇 〇〇

角印等は
不要です

次の者について、東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈要綱第2条のうち、以下に該当する者として推薦します。

（以下のいずれかを選択）

（1）を選択した場合に使用する様式
P.24、P.25、P.27、P.29、P.30、P.31

☒ （1） きわめて優れた技能を有し、技能を通じて後進の指導育成に努め、あるいは技能を通じて作業の改善に努め生産性の向上に寄与した者

☐ （2） 新技法の開発又は新製品等の開発を支えた者で特に顕著な功績がある者

（2）を選択した場合に使用する様式
P.24、P.26、P.28、P.29、P.30、P.31

職 業 部 門	職 種 名 (1) 職 種 名 (2)	氏 名 生 年 月 日	所 属	技 能 ・ 功 績 の 概 要	模 範 性
5	電子応用機械 器具組立工 電子計算機具 組立工	技能 吉一 昭和 45 年 10 月 1 日生	〇〇電気株 式会社 〇〇工場	配電盤・制御盤組立を始めとする電子 機器組立の技能に優れ、特に〇〇につい ては業界における第一人者と言われている。 〇〇用シリコン整流器の試作・製作、 〇〇高速道路〇〇トンネル集塵器の製品 化を担当し、生産効率の増進、安全確保 等に寄与。 また、若手技能者向けに年〇回の講習 会を実施し、後進技能者の指導・育成に も貢献している。	当人は、勤務実 績、日常行為等 において、他の 技能者の模範 と認められる。

推薦団体名		職業部門	職種名(1)		職種名(2)		氏名等に含まれる旧字等	
東京都〇〇工業会		5	電子応用機械器具組立工		電子計算機組立工		「吉」の上の部分は「土」 (下が長い)	
ふりがな		ぎのう よしかず		職 歴		在職期間		在職年月
氏 名		技能 吉一 (技能 秀)		△△電気(株)に電気工として入社 〇〇電気(株) 〇〇工場に 電気機器組立工として入社 同工場同組立工 作業長に就任 同工場同組立工 係長として現在に至る		S62. 10. 1 ～ H2. 6. 30		2年9月
雅号等						H1. 4. 1 ～ H20. 9. 30		19年6月
生年月日						H20. 10. 1 ～ H25. 3. 31		4年6月
性別						H25. 4. 1 ～ R7. 11. 1		12年7月
昭和45年10月1日		男		年齢	55	～		
現住所		〒□□□-□□□□ 東京都〇〇市〇〇町 3丁目2番1号 TEL 03-0000-0000		令和7年1月1日現在で記入		～		
事業所名称		〇〇電気株式会社 〇〇工場				～		
所在地		〒□□□-□□□□ 東京都〇〇区〇〇町 1丁目2番3号 TEL 03-0000-0000				～		
就業先						～		
						在職期間 計		39年4月
						重複期間を除く在職期間 計		37年1月
現役性		1日の就労時間: 8時間					過去の推薦回数	
就労内容:		本人は、技術指導員として、後進技能者の指導、現場管理に力を尽くしながら、自ら電子機器組立工として現場の組立作業に日々従事している。					R 6	年度
								年度
推薦者及び推薦理由		〒□□□-□□□□ TEL 03-0000-0000						年度
		所在地又は住所: 東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号 東京都〇〇工業会						年度
								年度
		推薦者氏名: 会 長 〇〇 〇〇						年度
							計	1 回
推薦理由: (150字程度)		配電盤・制御盤組立を始めとする電子機器組立に関する技能に優れ、〇〇用シリコン整流器の試作・製作、〇〇高速道路〇〇トンネル集塵器の試作・製品化を担当したほか、幾多の考案の改善を行い、生産効率の増進、安全確保等に寄与するとともに、後進技能者の指導・育成に貢献した。 特に、〇〇の技能については、業界における第一人者と言われている。						

調 書 2

推薦団体名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	ぎのう よしかず	
東京都〇〇工業会	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	氏名 雅号等	技能 吉一 (技能 秀)	
免許・資格等	分類・名称	概要			取得等年月	資料番号
	技能検定	一級電子機器組立技能士			H17年12月	資料P.1
	技能検定	単一級電子回路接続技能士			H20年3月	資料P.2
	職業訓練指導員免許	電子科			H20年3月	資料P.3
	特許12345号	〇〇用〇〇装置の考案			H19年2月	資料P.4
	[免許・資格等] 欄に記入するもの 技能検定(技能士)、職業訓練指導員免許、施工管理技士、電気工事士、専門調理師、 管理理容師、管理美容師、師範、伝統工芸士認定、無形文化財(指定・登録) 等					
競技大会等	分類・名称	参加職種	順位等	開催回	参加年月	資料番号
	技能グランプリ	〇〇部門	第2位	第〇回	R2年7月	資料P.5
	配電盤組立全国大会	〇〇大臣賞	〇〇大臣賞	第〇回	H29年5月	資料P.6
	技能五輪全国大会	〇〇部門	第1位	第〇回	H28年9月	資料P.7
	[競技大会等] 欄に記入するもの ・技能グランプリ、技能五輪全国大会、技能五輪国際大会等の入賞歴 ・その他、行政機関や業界団体等が実施する競技大会、コンクール等の入賞歴					
表彰等	分類・名称	概要			表彰等年月	資料番号
	職業能力開発関係厚生労働大臣表彰	技能検定に関する長年の功労について表彰			R2年11月	資料P.8
	〇〇区優秀技能者表彰	〇〇に係る優秀技能について表彰			H30年11月	資料P.9
	全技連マイスター認定	〇〇職種			H29年4月	資料P.10
	ものづくりマイスター認定	〇〇職種			H20年4月	資料P.11
	科学技術庁長官表彰(創意工夫功労)	〇〇用シリコン整流器の開発			H2年10月	資料P.12
	[表彰等] 欄に記入するもの ・行政機関、業界団体等による表彰 ・ものづくりマイスター認定、全技連マイスター認定 等					
講師及び委員歴	分類・名称	概要	在職期間		在職年月	資料番号
	〇〇区〇〇講習会講師	〇〇技能について講習(年3回開催)	H15.4.1 ~ H20.3.31		5年0月	資料P.13
	東京都技能検定委員	〇〇職種〇〇作業	H30.4.1 ~ R6.11.1		6年7月	資料P.14
	〇〇競技大会審査委員	〇〇部門	R2.4.1 ~ R7.11.1		5年7月	資料P.15
	[講師及び委員歴] 欄に記入するもの ・行政機関、業界団体、企業等が実施する講習会等の講師 ・技能検定の検定委員 ・競技大会等の審査委員					

令和7年11月1日現在

調 書 2

推薦団体名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	ぎのう よしかず
東京都〇〇工業会	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	氏名 雅号等	技能 吉一 (技能 秀)
特許・ 実用新案等	分類・名称	概要		取得等年月	資料番号
	特許12345号	〇〇用〇〇装置の考案		H17年12月	資料P.1
	実用新案登録12345号	〇〇の考案		H20年3月	資料P.2
		【特許・実用新案等】欄に記入するもの ものづくり産業に関連する特許、実用新案			
表彰等	分類・名称	概要		表彰等年月	資料番号
	〇〇区優秀技能者表彰	〇〇に係る優秀技能について表彰		H30年11月	資料P.3
	科学技術庁長官表彰(創意工夫功労)	〇〇用シリコン整流器の開発		H2年10月	資料P.4
		【表彰等】欄に記入するもの ・行政機関、業界団体等による表彰 ・ものづくりマイスター認定、全技連マイスター認定 等			
メディア 掲載歴等	分類・名称	概要		掲載等年月	資料番号
	〇〇新聞	〇〇の開発についての紹介記事		R2年11月	資料P.5
	業界誌「〇〇〇11月号」	〇〇の技術、製作方法についての企業向け紹介記事		H30年11月	資料P.6
	テレビ〇〇「〇〇(番組名)」	〇〇の開発についての紹介		H29年4月	資料P.7
		【メディア掲載等】欄に記入するもの 新聞、業界誌、テレビ等に取り上げられた実績			

調 書 3

推薦団体名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	ぎのう よしかず
東京都〇〇工業会	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	氏名 雅号等	技能 吉一 (技能 秀)
技能の概要	功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		生産性の向上の概要
半導体応用装置の製造に長年従事して培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。 <u>1. シリコンスタック組立技能</u> 〇〇用シリコン整流器の製作はシリコンスタック組立技能がポイントとなる。当人は、セレン整流スタック組立ての技能を習得し、その経験と研究の中からシリコン固定加圧方法とねじ締め方法によるシリコンスタック組立技能を生み出した。〇〇に使用されているシリコンスタックはその技能が基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。(資料 P. 17) <u>2. 束線製作技能</u> トランジスターインバータは、ノイズに弱く、その機能は束線製作と配線方法に大きく左右される。特に、束線製作は配線を行う基礎となることから、シリコン整流器組立ての優れたノウハウをベースに応用と改善を重ねることにより、多機種に通用する束線製作技能を生み出した。	<u>1. 〇〇の安全輸送に寄与</u> 〇〇用のシリコン整流器の試作・製作を担当し量産化、標準化(昭和〇〇年〇〇月、科学技術庁長官表彰)を図った。〇〇用シリコン整流器にもその技能は活かされ、品質と安全確保上の貢献度が高いことにより〇〇から、信頼性の高い製品であるとの評価を得ている。(資料 P. 18) <u>2. 高速道路トンネルの環境改善に寄与</u> 〇〇高速道路〇〇トンネル集塵器の試作・製作を担当し、トンネル内自動車排煙集塵機能の向上を図った。また、排煙公害を排除し、トンネル内の環境改善及び安全通行に寄与するとともに、周囲の自然環境維持に果たした役割は大きい。 <u>3. 海外における技術伝承</u> 半導体応用装置をはじめ集塵装置の現地据え付け作業において蓄積された技能を活かし、〇〇国のプラント建設に貢献した。その過程で多くの現地スタッフにその技術を伝承し〇〇国の高い評価を得た。		1. 電気・電子関係の国家検定に実技指導員として活躍し、これまでに100人を合格させ、技能グランプリ1位入賞者を2名輩出した。 2. 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに20人を全国大会に出場させた。大会では1位入賞10名の成績を獲得させる等高い指導力を発揮した。 3. 技能検定補佐員として〇〇年にわたり尽力し、〇〇年から検定委員として、検定(電子機器・配電盤組立て)の運営に貢献し、現在も都の技能検定専門委員として活躍している。(資料 P. 20) 4. 中堅・若手技能者の育成を図る上でその核となる監督者層のスキルを向上させるべく、積極的に職業訓練指導員を育成し、5名を合格させた。 5. 〇〇工場はもとより、関連企業の重要基本作業の推進に貢献し、〇〇年間当社の技術指導員として、指導を行い、50名を1級技能士に育成した。		1. 〇〇用〇〇装置の開発により、自社内での〇〇の生産効率を大幅に向上させた。また、業界誌等で〇〇装置の開発や使用方法について積極的に紹介するとともに、業界内で後進の技術者向けに〇〇装置の使用方法について講習を行っている。(資料 P. 21) これらの取り組みにより、〇〇装置を業界に普及させ、業界全体の〇〇の生産スピード向上に寄与した。

調 書 3

推薦団体名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	ぎのう よしかず
東京都〇〇工業会	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	氏名 雅号等	技能 吉一 (技能 秀)
新技法等の開発・実用化の概要		生産性の向上の概要		ものづくり産業発展への貢献の概要	
1 従来の〇〇装置の製作では〇〇になるなどの課題があり、〇〇をすることができなかった。その課題を新しい発想と精度の高い〇〇の技能を駆使することにより克服し、従来では不可能とされていた〇〇ができる〇〇装置の開発に成功した。さらに、近年、〇〇を使った新たな技法を生み出し、世界で初めて〇〇の製作技術を確立するなど、ものづくり産業の発展に多大な貢献を果たしている。(資料 P.19) 2 トランジスターインバータの高い製作技能を活かし、〇〇用〇〇装置の早期製品化を実現し特許の取得に貢献した。(昭和〇〇年〇〇月特許No.12345)その結果、現在、全国シェア50%を占めるまでに至っている。 また、その技能は〇〇用非常電源の製品化においても活かされるなど、日常生活における水、電気の安定供給分野にも多大な貢献を果たした。		1 〇〇用〇〇装置の開発により、自社内での〇〇の生産効率を大幅に向上させた。 また、業界誌等で〇〇装置の開発や使用方法について積極的に紹介するとともに、業界内で後進の技術者向けに〇〇装置の使用方法について講習を行っている。(資料 P.20) これらの取り組みにより、〇〇装置を業界に普及させ、業界全体の〇〇の生産スピード向上に寄与した。		1 特許を取得した〇〇装置について、さらなる改良を加え、より高精度な〇〇の生産を可能にした。この装置を使用することにより、〇〇の生産スピードが向上している。さらに、従来、〇〇の生産においては、〇〇の作業を行う際に〇〇してしまうという安全性の問題が指摘されていたが、この〇〇装置を使用することによって、安全に、かつ効率的に、〇〇を生産することが可能となった。 これらの画期的な製品や技法の開発が評価され、平成〇〇年には〇〇団体より会長賞を受賞している。(資料 P.21) 2 平成〇〇年より、〇〇の製作技術を若手技術者に継承すべく、自社や関連協力会社において年に〇回講習会を実施しており、後進の指導にも積極的に取り組んでいる。 さらに、平成〇〇年からは〇〇社の海外拠点における指導者として、現地の〇〇作業員向けに〇〇の技術指導を行っており、海外においてもものづくり産業の発展に貢献を果たしている。	

(様式 5)

作品及び作業風景の写真

推薦団体名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	
				氏名	
				雅号等	()

写真添付欄

※本様式使用の際は、本記述を削除してから使用すること。

(注意事項)

- ・技能・功績等が具体的に分かる作品の写真や作業風景等の写真を貼り付け、撮影年月及び写真の内容についての説明を「写真説明」欄に簡潔に記入すること。
- ・写真の枚数に制限はないが、本様式は計5枚以内とすること。
- ・写真は必ず写真添付欄内に収め、適宜トリミング部分の削除或不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。
- ・本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしないこと。
- ・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付しても差し支えない。

撮影年月	
写真説明	

写真添付欄

撮影年月	
写真説明	

(様式5)

作品及び作業風景の写真

推薦団体名	職業部門	職種名(1)	職種名(2)	ふりがな	ぎのう よしかず
東京都〇〇工業会	5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	氏名 雅号等	技能 吉一 (技能 秀)

写真①

(注意事項)

- ・技能・功績等が具体的に分かる作品の写真や作業風景等の写真を貼り付け、撮影年月及び写真の内容についての説明を「写真説明」欄に簡潔に記入すること。
- ・写真の枚数に制限はないが、本様式は計5枚以内とすること。
- ・写真は必ず写真添付欄内に収め、適宜トリミング部分の削除や不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。
- ・本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしないこと。
- ・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付しても差し支えない。

撮影年月	令和6年2月1日
写真説明	〇〇装置を使用して〇〇の組立てを行っている様子。被推薦者は、特に、写真右側の〇〇装置を使用した〇〇技法を得意としており、0.001mm単位で精密加工を行える優れた技能を有している。

写真②

写真③

撮影年月	令和6年11月、令和6年12月
写真説明	(左) 通常の〇〇部品 (右) 通常の〇〇部品に、被推薦者が〇〇装置を使用して0.001mm単位での加工を施したもの。このような精密加工により、〇〇製品の機能性を大幅に向上することに貢献した。

名簿登録様式（様式6）

- ・受賞者名簿に記載する氏名・技能功績の概要・技能士資格をご記入ください。
- ・本資料は、審査に使用するほか、被推薦者が受賞者となった場合に「受賞者名簿」として公表されるものです。そのことに留意の上、記載してください。
- ・特に、公表してはならない内容については記載しないでください。
- ・受賞者名簿に掲載予定の推薦候補者の方の基本情報（職業部門・職種・氏名・氏名のふりがな・年齢・現職（所属）・住居地・住居地）については、資料アップロードの際に提出フォームに記入いただきます。
- ・変更があった場合には、公表前に必ず事務局へ連絡してください。

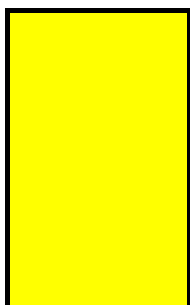
150字～160字程度で記載すること。
欄外の文字数カウントで文字数をご確認ください。

※特級・一級・単一等級のみ記載してください。

No.	氏名	技能功績の概要	技能士資格
例	技能 吉一	配電盤・制御盤組立を始めとする電子機器組立の技能に優れ、特に〇〇については業界における第一人者と言われている。〇〇用シリコン整流器の試作・製作、〇〇高速道路〇〇トンネル集塵器の製品化を担当し、生産効率の増進、安全確保等に寄与。 また、若手技能者向けに年〇回の講習会を実施し、後進技能者の指導・育成にも貢献している。	・一級電子機器組立技能士 ・単一級電子回路接続技能士
1			

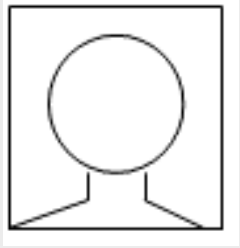
※内容については、必要に応じて修正の依頼をする場合があります。ご了承ください。

顔写真貼付欄



- 左の黄色い枠に写真を張り付けてください。
- 顔写真は以下の内容を満たすものを張り付けてください。
 - ・縦横比4対3
 - ・1メガバイト以内
 - ・概ね6か月以内に撮影したもの
 - ・上半身、正面、無帽、無背景のもの

(参考) 受賞者名簿 掲載イメージ

電子計算機組立工		整理番号	
		職業部門	
技能 (技能 秀) (五十四歳)		氏名 (雅号) (年齢)	
東京都〇〇工業会		推薦団体(企業)	
〇〇電気株式会社 工場 〇		現職(所属)	
【一級電子機器組立技能士・単一級電子回路接続技能士】 技能者の指導・育成にも貢献している。また、若手技能者向けに年〇回の講習会を実施し、後進 進、安全確保等に寄与。 路、安全トネル集塵器の製品化を担当し、生産効率の増 優れ、特に〇〇用シリコン整流器の試作・製作、〇〇高速道 配電盤・制御盤組立を始めとする電子機器組立の技能に		技能功績の概要 【技能検定】	
(〇〇区)		(就業地) 住居地	

東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈審査会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈要綱第3条第3項の規定に基づき、東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査会の種類）

第2条 審査会は、部門別審査会及び総合審査会とする。

（委員の委嘱及び職務）

第3条 委員は、45人以内とし、知事が委嘱する。

- 2 部門別審査会委員は、その担当する職業部門に係る専門的な知識、技能及び経験を有する者により構成され、その担当する職業部門に係る東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞贈呈候補者について、専門的な見地から贈呈を行うことの適否を審査して、贈呈候補者を総合審査会へ推薦する。
- 3 総合審査会委員は、学識経験者をはじめとする有識者により構成され、部門別審査会の審査を経たそれぞれの候補者について、総合的な見地から贈呈を行うことの適否を審査して、知事に意見を具申する。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

（招集）

第5条 審査会は知事が招集する。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、産業労働局雇用就業部能力開発課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、雇用就業部長が定める。

附 則

この要綱は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。